

第 59 号 (2024-2) 2025 年 1 月 25 日

大学評価学会通信

目 次

◆ [ご案内] 第 22 回全国大会について	1
◆ [報告] 第 9 期第 3 回理事会	6
◆ [報告] 第 67 回研究会	7
◆ [図書紹介] 渡部(君和田)容子・渡部昭男著『「こども計画」に活かせる 自治体総合施策 221 例 - 子育て・教育の地域共同システム -』	9
◆ [募集] 年報第 21 号への投稿募集	10
◆ [募集] シリーズ本第 10 巻の原稿募集	11
◆ [紹介] 日本学術会議をめぐる動向	11
◆ [お願い] 学会年会費納入のお願い	12
◆ 学会日誌	12

大会テーマ

大学評価の「これまで」と「これから」 —この 20 年間を振り返る—

大学評価学会第 22 回全国大会実行委員会

委員長 伊藤 彰浩 (西南学院大学)

委 員 安東 正玄 (立命館大学)

藤原 隆信 (筑紫女子学園大学)

松下 尚史 (岡山理科大学)

【大会趣旨】

文部科学省によって認証された評価機関による大学評価が法的に義務づけられてから、すでに 20 年以上が経った。今年度は第 3 期認証評価の最終年度である。「内部質保証」がキーワードとなり、大学における意思決定が内部質保証に対する責任を負う全学的組織によって適切に行われているかが問われている。思い起こせば、2004 年、大学評価が法的に義務づけられようとするさなかに、「大学評価の具体的ありようをめぐり議論する場」として大学評価学会は設立された。それは、大学人が学問の自由と大学の自治の担い手となるには、大学評価に関する議論を主体的に行い、総体としての大学の役割を語る必要があったからだ。その目的を達成するためには、大学の評価は、誰によって、何を対象に、どのように行われるべきか、そして、大学評価の目的が達成されているかが検証されなくてはならない。

今回の全国大会の会場となる西南学院（福岡市）は、南部バプテスト派の宣教団によって設立されたキリスト教学校を源流としている。戦後、新制大学として設立された西南学院大学の初代学長 W. M. ギヤロット（1910–1974）は、1966 年に開催された「西南学院創立 50 周年記念講演」において、「西南学院は、学校として、事業体として永遠のものではありません」と発言した。もし西南学院の構成員が抛り所とすべきキリスト教の精神（spirit）から離れてしまったならば、たとえ立派な校舎が存在し、そこに教職員や学生が集っていたとしても、何の意味もないことを意味している。すなわち、西南学院に対する評価の基準は spirit なのだ。これは大学の評価を考える上でのひとつの視点を提供してはいないだろうか。

大学人である我々は大学の本質をどのようにとらえ、その本質を維持・発展させるためにどのような具体的行動を起こすのか。そして、その時に我々が持つべき大学評価の視点とは何を基準とすべきだろうか。今回の全国大会では、これまでの本学会の歩みを振り返りながら、総体としての大学、そして個別の大学の評価のありようを今一度、一緒に考える機会にしたい。

【開催方法】対面方式のみでの開催（オンラインの併用は行いません）

【日時】 2025 年 3 月 1 日（土）・2 日（日）

【会場】西南学院大学 東キャンパス 西南コミュニティセンター

※ 下記【大会参加要領】・【会場へのアクセス】をご覧ください。

【大会日程】

3月1日（土）

9:00 ~	大会受付
9:15 ~ 9:25	開会行事 大会実行委員長あいさつ・参加にあたっての留意事項説明
9:30 ~ 12:30	自由研究 I、ポスター発表概要説明
12:30 ~ 13:30	昼食・休憩
13:30 ~ 14:15	会員総会
14:30 ~ 17:30	大会シンポジウム
18:00 ~ 20:00	情報交換会（参加要領④参照）

3月2日（日）

9:00 ~	大会受付
9:30 ~ 12:00	自由研究 II
12:00 ~ 13:30	昼食・休憩
12:45 ~ 13:15	ポスター発表 コア・タイム
13:30 ~ 15:00	課題研究 I（教職協働）
15:10 ~ 16:40	課題研究 II（発達保障）
16:45 ~ 17:00	閉会行事

＜学会関連行事＞

2月27日（木）

19:00～	第IX期第4回理事会（オンライン）
--------	-------------------

【大会参加要領】

- ① 第22回全国大会は対面方式のみで開催されます。参加ご希望の方はかならず事前申込をお願いします。本学会ウェブサイト<最新情報> (<http://aue-web.jp/>) にある第22回全国大会参加申込案内または以下のリンク先より、2月26日（水）までにお申込みください。参加費用は無料です。
<https://forms.gle/HqoQkGW7RWWUp4n78> (Google フォームを利用しています)
- ② 参加費用：会員は無料、非会員は2,000円（学生・大学院生は500円）
- ③ 会場ではeduroamの利用が可能です。
- ④ 懇親会・情報交換会は、キャンパス周辺の飲食店での小規模な開催を検討しております（会費は5,000円）。会場設定の都合もありますので、①の「事前申し込み」の際に参加希望の有無をお知らせください。



【会場へのアクセス】

西南学院大学 西南コミュニティセンター

〒814-8511 福岡市早良区西新6丁目2番92号

https://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/7/files/12SWCC_leaf.pdf

福岡市営地下鉄空港線 西新駅 3番出口から徒歩5分

【お問合せ】

大学評価学会第22回全国大会実行委員会事務局 E-mail : agm@aue-web.jp

【大会プログラム】

3月1日（土）

9:00～ 大会受付開始

9:15～ 9:25 開会行事
・大会実行委員長あいさつ
・参加にあたっての留意事項説明

9:30～ 12:30 自由研究I
<発表20分・質疑応答10分>

司会 安東 正玄（立命館大学）
藤原 隆信（筑紫女子学園大学）

- ① 医療的ケア児者を含む重度障害児者の生涯学習支援
垂髪 あかり（鳴門教育大学）

② 専門学校の「高等教育化」と高等教育段階の職業教育

瀧本 知加 (京都府立大学)

③ 国立大学移行以前の琉球大学における学生の地位と権利

日永 龍彦 (山梨大学)

④ 認証評価制度の大学評価法制史的検討

光本 滋 (北海道大学)

⑤ 私立短期大学における「高等教育の修学支援新制度」利用の現状と課題

—A 短期大学学生へのアンケート調査より—

川内 紀世美 (大阪健康福祉短期大学)

ポスター発表概要説明

・日本のキリスト教学校における「建学の精神」の浸透度 伊藤 彰浩 (西南学院大学)

(12:30 ~ 13:30 昼食・休憩)

13:30 ~ 14:15 会員総会

14:30 ~ 17:30 大会シンポジウム：大学評価の「これまで」と「これから」

— この 20 年間を振り返る —

司会 光本 滋 (北海道大学)

パネリスト

藤原 隆信 (筑紫女学園大学) 大学評価は「何を」「どのように」評価すべきか

— 多様な大学のあり方と多様な大学評価 — (仮)

山口 真紀 (神戸学院大学) 大学のダイバーシティ化をめぐる論点

：「女性支援」から「包摂」へ

伊藤 彰浩 (西南学院大学) 制度としての大学評価：評価者は何に達成感を感じるのか？

18:00 ~ 20:00 情報交換会

3月2日（日）

9:00～ 大会受付

9:30～12:00 自由研究II
＜発表20分・質疑応答10分＞

司会 中井 瞳美（大東文化大学）
松下 尚史（岡山理科大学）

① 韓国における国家奨学金の予算増額に係る政策決定
—国会会議録分析による受益者負担主義の下での公財政の拡充—
多胡 太佑（尹太佑）（北海道大学大学院博士後期課程）

② 公立大学は誰のものか—法人化による変化に着目して—
川村 和弘（北九州市立大学）

③ 高校・大学等修学支援に係る自治体施策：訪問調査の進展状況
渡部 昭男（大阪信愛学院大学）

④ 短期大学認証評価における障害学生支援の受け止め方
國本 真吾（鳥取短期大学）

(12:00～13:30 昼食・休憩)

12:45～13:15 ポスター発表（コア・タイム）

13:30～15:00 課題研究I

教職協働：大学職員の内発性に基づく役割モデルの再構築に向けた国際比較研究〈6〉

座長 深野 政之（大阪公立大学）

＜趣旨＞コロナ禍による海外渡航制限により3年余りにわたり海外訪問調査がかなわなかつたが、2023年8月に大学行政学会関東地区研究会の協力を得て韓国・釜山の3大学（釜山外国語大学、東明大学、東義大学）を訪問し現地教職員へのインタビューと意見交換を行つた。2024年12月には、東義大学職員のキム・ドンジュン氏を招聘し、研究会を行つた。今回は大学職員の新たな役割モデルの提言に向けた具体的なテーマに関わる議論を行つていただきたい。

話題提供：大島英穂氏（元・学校法人立命館職員）

「日本の大学職員の仕事経験—大学組織の特性と大学職員の業務内容—」

（文献）大島英穂『大学職員の仕事経験の探究：業務と仕事への取り組み方の分析』

東信堂、2024年 (<https://www.toshindo-pub.com/book/91893/>)

(15:00～15:10 休憩)

15:10 ～ 16:40 課題研究 II

青年期の発達保障：「教育現場における学修・学生生活評価の実態と影響

—生徒・学生の発達保障から考える—

座長 西垣 順子（大阪公立大学）

＜趣旨＞2006 年に教育基本法が、2007 年に学校教育法がそれぞれ変更されたのを受けて、いわゆる「学力の 3 要素」が学校教育を通じて育成すべき資質・能力とされ、高大接続に関する議論等を通じて大学教育のあり方にも影響を持つようになっている。その影響は制度的なものだけではない。学生たちの学校教育経験は彼女・彼らの大学での振る舞いを大きく規定する。学生の現状を理解する上で、彼女・彼らがどのような学習・評価経験をしてきているのかを生徒・学生の立場から理解し、大学入学後にどのように自らの経験と向き合っていけるのかを、それらをどう支援できるかも含めて問うのは、学生の発達保障を基軸にした大学評価のあり方を検討する上で重要な視点と思われる。今回は、次の 2 つの報告をもとに、学生達の評価経験とその背景について考え、子ども・若者が自由に学び育つことのできる社会や教育を、どう作っていけるのかを考えたい。

報告 1：川地 亜弥子（神戸大学）：課外活動・自治的活動における目標と評価

：子どもの権利保障の観点から

報告 2：中山 弘之（愛知教育大学）：課外活動・自治的活動も視野に入れた大学生の発達と

大学評価 – 社会教育の立場から –

16:45 ～ 17:00 閉会行事

【報告】

第 9 期第 3 回理事会

大学評価学会第 9 期第 3 回の理事会は、2024 年 12 月 15 日（土）10 時からキャンパスプラザ京都・龍谷大学サテライト教室にて開催しました（Zoom 併用）。出席理事 18 人（委任状 3 人を含む。ほかに幹事 1 人が出席）。報告と議題は以下の通りです。

報 告：1. 財政について

2. 年報の編集について
3. 「学会通信」について
4. シリーズ本について
5. 学会ウェブサイトについて

議 題：1. 議事録承認

2. 会員の異動について
3. 第 22 回全国大会について
4. 第 23 回大会の開催校について
5. 2024 年度決算について
6. 次回（第 IX 期第 4 回）理事会の開催について

※ 「学会通信」第58号に関する訂正：第2回理事会の報告記事において、「2024年9月16日（月）19時から龍谷大学・梅田キャンパスにて開催」と記しましたが、「10時から」の誤りです。お詫びして訂正します)。

【報告】

第67回研究会

12月15日に開催した第67回研究会の概要をまとめていただきました。

教職課程の自己点検評価導入に関する経緯と背景について —教職課程実地視察・再課程認定から自己点検評価導入までの流れ— 中井 瞳美・児玉 佳一（大東文化大学 教職課程センター）

現在、教員養成課程を持っている各大学・短大に、教職課程の自己点検件・評価が義務付けられるようになったが、文部科学省の教職課程に対する点検・評価の方向は、2006年からの教職課程実地視察導入から始まった。今回は、その実地視察から再課程認定、さらに自己点検評価導入に至る流れについて、主として私立大学を例に報告した。

文部科学省は、2001年までに法令違反（専任教員数・教授の数などの確保ができない例）がかなり見受けられたこと、また、教員の質が問題視され始め、その解決を大学の教員養成に求めたことなどを理由に、中教審教員養成部会によって答申「今後の教員養成・免許制度のあり方について」を2006年に出した。この時、「教員の免許状授与の所要資格を得させるため教員養成課程を認定された大学について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認するため」に実地視察を行うことを決定した。2025年1月現在、実地視察が終了している大学は約半分、2回目の視察が行われた大学もある（図参照）。また、実地視察を契機として、教職課程センターを設置したり、教員養成のあり方の自己点検・改善方策の検討を始めた大学もあった。

実地視察が行われた大学数が最も多い年は2012年で、この時の文部科学省の報告には、次のような事が問題点として指摘されている。

- ・ 必要な専任教員数を確保できていない例
- ・ 「教科に関する科目」「教職に関する科目」について、法令に定める内容を適切に扱っていない例
- ・ 教職課程の運営について、「教科に関する科目」を担当する専任教員の参加が少なく、設置されている学科が教職課程に対して無関心である事
- ・ 教職指導や教育実習が課程ごと（学科）に委ねられており、全学的な教職指導の方針・体制が整備されていないこと
- ・ 「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否かが、シラバスからは判断できない事
- ・ 授業内容の扱いについて個々の教員に委ねている事
- ・ 「各教科に関する指導法」等の科目について、学習指導要領をテキストまたは参考書としてシラバスに記載していない事
- ・ 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が不十分な事

これらの結果から、文部科学省は、「教職に関する科目」（指導法を含む）及び英語の「教科に関する科目」にコアカリキュラムを導入し、授業内容を指定するようになり、それらの確認のために、2017年に全教職課程養成機関対象に再課程認定をおこなった。これにより、求められる教員養成のレベルは上昇した。一方、教職の現場教員の働き方が苛酷とされ、教員養成課程を目指す学生や教員採用試験受験者の激減、退

職する新人教員の増加、学校現場の管理職希望者の減少などが進み、深刻な教員不足が進行した。そこで、教員不足を補うために、文部科学省は教員養成課程で教員免許を取得しなくても教員になれるように制度改正を行った。

この時点で、実地視察はまだ半分の大学・短大・指定教員養成機関しか終了していなかったが、文部科学省は今後の教職課程の質保証の方向として、教員養成機関が自ら自己点検・評価を行うことを義務化し、2022年に教育職員免許法施行規則の一部を改定した。と同時に、それらを主導する教職課程に関する機関（教職課程センターなど）の設置も義務化した。

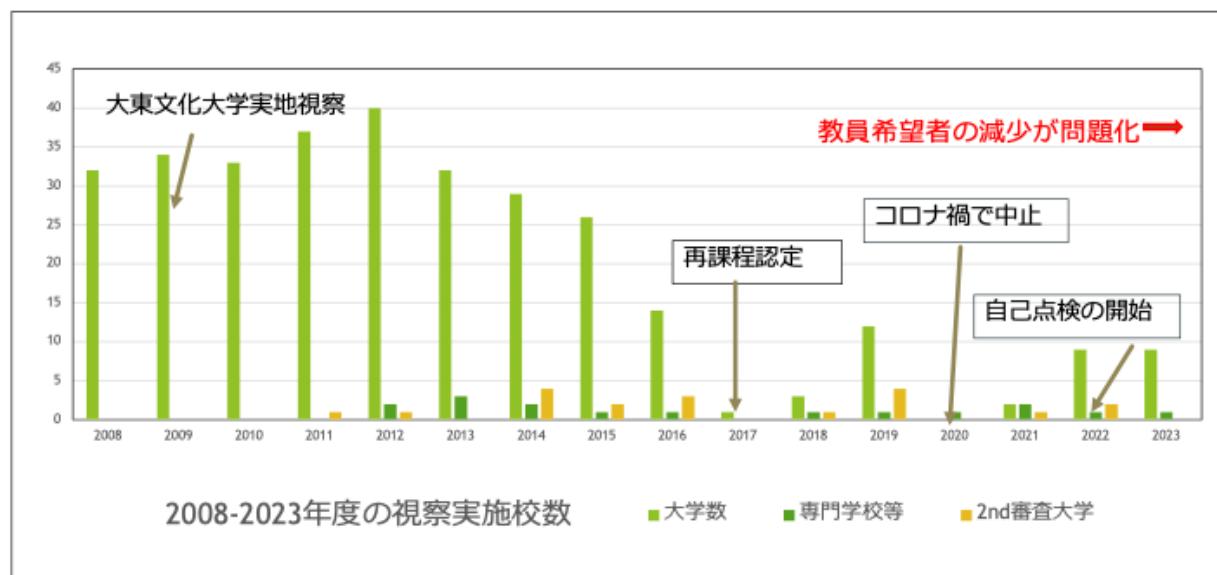
中教審は2021年に、「教職課程の自己点検・評価、ならびに、全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を策定・通知し、さらに、「教職課程 自己点検・評価報告書作成の手引き」を作成した。これを受けて、私学は、全国私立大学教職課程協会（全私教協）を中心として、文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」で、運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究を行った。その結果、文部科学省のガイドラインに沿って、7つの評価基準を定め、特色ある教職課程についての自己点検・評価を行うとした。全私教協の自己点検・評価のコンセプトは、「各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付けられる教職課程になっているか」という「学修者目線」で行われていくための内部質保証としての自己点検・評価」としている。これらの7つの評価基準は以下のようなものである。

1. 教育理念・学校目標を設定し、DPは大学のDPと関連しているか
2. 授業科目・教育課程の編成実施。公表しているか
3. 学習成果の把握・可視化をしているか
4. 教職員組織
5. 自己点検報告書は公表しているか
6. 教職指導(学生の受け入れ・学生支援)はされているか
7. 関係機関等との連携は行われているか

各大学等は、これら自己点検の報告書を、全私教協に提出する義務を負うが、提出期間は特に定められてはいない。しかし、認証評価と同じ7年より短い方がいいとされている。大東文化大学では、1サイクルの学生が卒業する4年に1回と定めている。

以上が、私学の教職課程の自己点検・評価の実態である。時系列の経緯は図を参照されたい。

教職課程実地視察から自己点検評価への推移



「韓国の大学職員人事制度の現状と課題」

キム・ドンジュン氏 [東義大学 (韓国・釜山) 職員／総務・人事チーム長]

課題研究「教職協働」部会では、2023年8月に韓国・釜山地域の3大学（釜山外国語大学、東明大学、東義大学）を訪問し、各大学の教職員への聞き取り調査を行った。その際に東義大学で応対された総務・人事チーム長が、韓国の大学人事担当者で構成する全国組織「全国大学人事及び教育管理者協議会」の会長で、韓国の大学職員および職員組織に精通しており、キム氏から多くの情報を得ることができた。

今回の研究会ではキム氏を招聘し、韓国の大学および大学職員に係るさらに詳細かつ最新の情報を得ることとした。

はじめにキム氏から、1990年代のアジア経済危機（IMF事態）以降の大学における職場環境の変化および大学職員の人事制度について以下のような説明があった。

1. 韓国の事業所全体の約61%は基本的な賃金体系すら無いが、賃金体系のある事業所では号俸給が支配的である。
2. 現在、65歳までの定年延長を段階的に進めており、65歳定年に向けた国からの助言、奨励金等の支援が行われている。特に2人以上の子を持つ労働者の定年延長を優先している。
3. 多くの大学でMBO方式（目標管理）や成果給を導入して、個人及び組織の業績を評価してインセンティブ（賞与、昇級等）に結びつけようとしている。

質疑応答の中では、参加者より職員組織のフラット化、人事評価制度、東義大学における課題等について多くの質問が出され、キム氏から丁寧な説明があった。特に本課題研究の関心である大学職員の採用と昇進について、一般採用職員は人事異動があることが前提であるが、定期的に異動を繰り返す人だけでなく、1つの職場に長く在籍する職員もいる。管理職はそれまでの職場、経歴とは関係なく配置される。IT系や設備管理等で本人の専門性によって採用された職員でも人事異動の対象になる。職員の採用時の雇用契約には配属部署や職務内容等について「何も書かれていない」とのことであった。

(文責：深野 政之)

【図書紹介】

渡部（君和田）容子・渡部昭男著

『「こども計画」に活かせる自治体総合施策 221例—子育て・教育の地域共同システム—』

川口洋誉（愛知工業大学）

本書は、「漸進的無償化」を権利保障の鍵概念に据え、全国のべ221自治体（都道府県、政令指定都市、抽出中核都市など）にわたる就学前、義務教育、高校等、大学等の子育て・教育費政策の一覧表を収録した労作であり、子育て・教育施策の水平的比較調査（第I部）、子育て・教育施策の重層的把握調査（第II部）、子育て・教育の地域共同システム（第III部）の3部で構成されている。

2022年6月、こども基本法はこども家庭庁設置法とともに成立し、両法は2023年4月に施行した。これにより、子どもの権利条約の精神にのっとり、こども家庭庁の下、「こども施策」が総合的に推進されることになった。政府にはこども施策を総合的に推進するために「こども大綱」の策定が義務付けられ、2023

年12月には最初の「こども大綱」が策定された。残された課題は多くあるものの、日本において子どもの権利が政策立案・実施の基本原理に据えられたことはきわめて画期的なことであった。

こども基本法は自治体に国の「こども大綱」の策定を「勘案」し、「こども計画」を策定する努力義務を課しており（第10条）、現在、多くの自治体において策定に向けた検討が進められているところである。本書に収録された膨大なデータは、各自治体における「こども計画」における教育の無償化施策の充実に資することが期待される。巻末には自治体名で検索できる索引も付されており、自治体関係者や教育・子育て運動の担い手には恰好の一冊となるだろう。

本書がめざす教育の無償化施策の充実は地方レベルの問題にとどまらない。自治体の子育て・教育費政策に焦点をあてるのは、国に比べ、地方では少子高齢化・人口減少のもとでの切実な地域ニーズを踏まえた合意形成が先行しているためである。国に先行する地方の「子育て・教育の地域共同システム」の合意形成や漸進的無償化策を分析・検討することで、国レベルでの議論を逆照射し、国レベルでの政策議論や合意形成の実現をしようという筋道が描かれている。こども基本法制定・こども家庭庁設置・「こども大綱」策定によって、「こどもまんまんなか」のキャッチフレーズが流布され、自治体でも「こども計画」の策定だけでなく、子どもの権利を定める総合条例を制定する動きが散見されるようになった。今日の日本は、一種の「子どもの権利」ブームともいえる社会状況にある。ブームをブームに終わらせる事なく、国・自治体レベルで子どもの権利保障を実質化していくフレーズに移行させる必要がある。そのフレーズでのミッショングの一つが教育の無償化施策の充実である。そのような時代において、本書は日本における教育の無償化の現在地を知るとともに、その未来を描くのに必携の書である。

（日本標準、2024年12月発行、本体価格4,400円）



【募集】 大学評価学会年報『現代社会と大学評価』第21号への投稿募集

学会年報『現代社会と大学評価』第21号の原稿を募集します。大学評価に関する学術論文、研究ノート、書評、資料紹介などで、未発表のものに限ります。投稿希望者は、7月末日までに、氏名、所属、職名（大学院生の場合は課程、学年など）、住所、電話、Fax、e-mailアドレス、論文・書評などの別、予定のタイトル・枚数を書いて、年報編集員会 (editor@aue-web.jp) までお申し込みください。また、完成原稿は、投稿規定並びに執筆要項を熟読の上、9月末日までに年報編集員会 (editor@aue-web.jp) までお送りください。

なお、学会年報、第20号は近日中に刊行を予定しています。第22回全国大会の予稿集とあわせて、会員のみなさんにお送りする予定です。

（文責：藤原 隆信）

【募集】シリーズ本第 10 卷『帝国的・社会の戦前と戦後 大学の自治をめぐって』について

「学会通信」前号（第 58 号）でご案内した、シリーズ本第 10 卷の原稿提出の締め切りは、今年（2025 年）12 月末日としています。まだ募集を続けますので、執筆ご希望の方はご連絡ください。いまのところ執筆予定は 9 名です。

大学の自治および学問の自由に関わることであれば、戦前と戦後、国内と国外、アプローチの如何にかかわらず掲載します。字数はこの企画のきっかけとなった細井克彦先生の論文「戦後における大学像の変容と高等教育費問題—権利保障の観点から」を超えない範囲、36000 字を上限にします。書評も受けつけます。細井先生の論文をお読みになりたい方はご連絡ください。

問い合わせ先：岡山茂（編集担当） shigeru@waseda.jp

【紹介】

日本学術会議をめぐる動向

報道の通り、内閣府に設置された「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」は 2024 年 12 月 20 日、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書」を公表しました。

日本学術会議に関して、大学評価学会は、「菅首相による日本学術会議会員の任命拒否に関する声明」（2020 年 10 月 12 日）、「政府に対して、改めて 6 人の会員任命拒否を撤回するとともに、日本学術会議法に則った対応を求める」（2023 年 1 月 15 日）の二つの理事会声明を公表してきました。また、2020 年 11 月 6 日付の「日本学術会議第 25 期推薦会員任命拒否に関する 人文・社会科学系学協会共同声明」に学会として賛同しました。

このようなことから日本学術会議の「改革」について、学会理事会としても議論を進めていく必要を感じています。しかしながら、まだ議論を始めるには至っていません。ここでは、すでに公表されているアピール等を紹介させていただきます。

（文責：学会事務局長 細川孝）

世界平和アピール七人委員会（大石芳野 小沼通二 池内了 高村薰 島薗進 酒井啓子）

「日本学術会議の政府への従属を招いてはならない」（2024 年 12 月 26 日）

私たち世界平和アピール七人委員会は、2020 年 10 月、当時の菅義偉首相による日本学術会議会員候補者 6 人の任命拒否が明らかになった 1 週間後に、これを許容できないとするアピールを発表した。政府は任命拒否を今日まで撤回せず、拒否の理由も説明しないままであり、私たちはこの任命拒否を、今も認めることはできない。

その一方で、政府と自由民主党は任命拒否問題を学術会議改革の問題にすり替えて、内閣府に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設けて検討を進め、去る 12 月 20 日に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書」を公表するに至った。

この懇談会に対し、日本学術会議は会長名の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」（2024 年 2 月 9 日）を提出・説明し、続いてその理由を詳述するための「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」（2024 年 10 月 31 日）、および学術会議の自主性を根本から否定する会員選出方法の導入に反対を表明した「日本学術会議の会員選考に関する方針」（2024 年 11 月 26 日）を日本学術会議幹事会で決定して提出・説明した。私たちはこれら 3 文書を全面的に支持する。ここには、学術会議が、世界のアカデミーに伍して、国内外で健全な活動をおこなうために不可欠な問題点が

書かれているからである。しかし上記の懇談会最終報告書では、遺憾ながらこれらは無視されたままである。

私たちは、日本学術会議が4年以上にわたって行ってきた政府との真摯な話し合いの努力を支持してきた。現段階の政府の動きには、日本学術会議の息の根を止めようとする意図が読み取れる。私たちは、日本学術会議が政府の動きに安易に同調することなく、可能な限り速やかに総会を開催して、上記の3文書を再確認し、その内容を完全に実現すべく、粘り強く政府との対話を進めることを求める。さらに日本学術会議が、学協会、全国の研究者、国民に、問題点を丁寧にわかりやすく説明し、意見と支援を求めていくことを要望する。

ほかにより詳細な検討を加えたものとして、**大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム（大学フォーラム）の声明「日本学術会議の独立性を奪い、政権の意に従わせようとする『法人化』に反対！」（2025年1月3日）**があります。この声明は、有識者懇談会の「最終報告書」の発表という緊迫した状況に鑑み、1) 政府、2) 学術会議、そして3) 科学者・市民のそれぞれに対しての訴えを行ったものです。以下のような構成となっています。

- 1) 政府は学術会議への不当な介入・圧力をやめよ！
- 2) 学術会議は歴史に恥じない真に大局的判断を！
- 3) 民主主義、平和の問題としてすべての科学者・市民が声をあげよう！

紙幅の都合から、詳細は大学フォーラムのウェブサイト (<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/>) をご覧いただきますようお願いいたします。

【お願い】

学会年会費納入のお願い

先に、2024年度（2024年3月1日～2025年2月28日）の学会年会費の請求書をお送りさせていただいております。年度内の納入にご協力ください。過年度分が未納の方につきましては、2024年度分とあわせてお支払いいただきますようお願いいたします。ご不明な点は、事務局までお願いいたします。

大学評価学会の日誌

2024年12月15日（日） 第9期第3回理事会、第67回研究会（キャンパスプラザ京都）

<予定>

2025年2月中下旬 会計監査（持ち回り）

2月27日（木） 第9期第4回理事会（オンライン開催）

2025年3月1日（土）、2日（日） 第22回全国大会、会員総会（西南学院大学）

編集・発行：大学評価学会事務局（E-mail : info@aue-web.jp）

〈学会事務局〉〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学経営学部 細川研究室

Tel/Fax : 075(645)8634

E-mail : hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

〈会費納入先〉郵便振替口座番号：00950-4-296005 名称：大学評価学会